

自己血輸血責任医師申請時の施設基準（厚労省疑義解釈と 協議会規定の施設基準）

厚労省通知の施設基準があいまいであったため、厚労省から下記通知が発出されました。抜粋のみ掲載します。

1．平成26年11月5日厚労省発出・疑義解釈資料

事務連絡
平成26年11月5日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その11）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から2のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その8）」（平成26年7月10日付事務連絡）を別添3のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

【輸血管理料】

（問3）注3における貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に、「関係学会から示された指針の要件を満たし、その旨が登録されている常勤の医師が1名以上配置されていること。」とあるが、「関係学会から示された指針」、「その旨が登録されている」とはそれぞれどのようなものを指すのか。

（答）「関係学会から示された指針」とは日本自己血輸血学会の貯血式自己血輸血実施指針を指す。

「その旨が登録されている」とは、現時点では、学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行している学会認定・自己血輸血責任医師認定証が交付され、当該認定証が確認できる場合を指すものとする。

2 .学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会の規定する算定可能な施設条件

- 日本自己血輸血学会 貯血式自己血輸血実施指針（2014）を遵守していること。
- 学会認定・自己血輸血責任医師と学会認定・自己血輸血看護師が存在していること。

重要な注意：施設内に現在活動している学会認定・自己血輸血看護師がいない場合には、
申し込んでも学会認定・自己血輸血責任医師として認定できません。学会認定・自己血
輸血看護師を取得後に申し込みください。